の中学部に準用する。

二十六条から第百二十八条までに規定する各教科 ( 次項において「各教科」という。)又は別表第 三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うこと 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又 は、各教科、 は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるとき 道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことが

第百三十一条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有す るときは、第百二十六条から第百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によること る児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があ

又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校(前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書 の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

究を行うため特に必要があり、かつ、児童又は生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科第百三十二条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教育課程に関し、その改善に資する研 第百三十三条(校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たつては、 百二十九条までの規定によらないことができる。 学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条から第 特別

おいては、文部科学大臣が別に定めるところにより行うものとする。 特別支援学校の高等部の教育課程に関し第百二十八条及び第百二十九条の規定によらない場合に 支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。 ただし、前条の規定により、

第百三十四条 特別支援学校の高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

第百三十五条 第四十三条から第四十九条まで (第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十九条か ら第六十三条まで、第六十五条から第六十八条まで及び第八十二条の規定は、特別支援学校に準

2 第五十七条、第五十八条、 部及び高等部に準用する。 第六十四条及び第八十九条の規定は、 特別支援学校の小学部、 中学

4 3 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条及び第七十八条の規定は、特別支援学校第三十五条、第五十条第二項及び第五十三条の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

5 は中等教育学校の後期課程」と、同条第二項中「当該他の高等学校又は中等教育学校」とあるのの高等学校又は中等教育学校の後期課程」とあるのは「他の特別支援学校の高等部、高等学校又 定は、特別支援学校の高等部に準用する。この場合において、第九十七条第一項及び第二項中「他五条まで、第九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第百条まで並びに第百四条第三項の規 は「当該他の特別支援学校、高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。 第七十条、第七十一条、第八十一条、第九十条第一項から第三項まで、第九十一条から第九十

第百三十七条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第八十一条第一の児童又は生徒の数は、法令に特別の定めのある場合を除き、十五人以下を標準とする。 第百三十六条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の一学級 各号に掲げる区分に従つて置くものとする。 項

検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設第百三十九条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の 育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教 置者の定めるところにより、 並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。 他の適切な教科用図書を使用することができる

> 第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれ わらず、特別の教育課程によることができる。 条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかか 導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、 該当する児童又は生徒 (特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指

- 言語障害者
- 自閉症者
- 情緒障害者
- 弱視者
- 難聴者
- 学習障害者

八七六五四三 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当な 注意欠陥多動性障害者

第百四十一条 校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業と 教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学 当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等 みなすことができる。 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、

第四章の二を削り、第六十五条の次に次の一章を加える。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別に定める

第百六条 基準の規定を準用する。 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置

2 学校設置基準の規定を準用する。 中等教育学校の後期課程の設備、編制、学科の種類その他設置に関する事項については、

第百七条 授業時数を標準とする。 る選択教科等に充てる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める おける必修教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの授業時数、各学年におけ 次条第一項において準用する第七十二条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年に

第百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条、第五十 えるものとする。 二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と読み替 第五十一条又は第五十二条」とあるのは、「第百七条又は第百八条第一項において準用する第七十 指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条及び第五十六条中、第五十条第一項、 六条及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習

基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。 第八十四条」とあるのは、第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、及び第八十六条中「第八十三条又は 定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条及び第八十六条の規

例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特

第百十一条 中等教育学校の後期課程の通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、 第百十条 の章に定めるもののほか、 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する 高等学校通信教育規程の規定を準用する。 ے